

第5章 計画の効果的実施

第1節 計画の推進体制と各主体の連携

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、国の関係機関、県の関係部局、関連する市町等からなる推進体制を整備する。当該組織を通じ、計画推進主体間の連携を図るとともに、相互協力体制の強化に努め、計画の効果的な実施を図る。

2 各主体との連携

本計画の実行を期するためには、国、県、市町はもとより、事業者及び地域住民の協力が不可欠であることから、次の協力体制の確保を図る。

(1) 関係機関との連携

国の関係機関、県の関係部局及び市町と密接な連携を図り、相互協力体制の更なる強化に努める。

県の公害対策行政組織は、図5-1-1、関係市町の公害担当課等は表5-1-1のとおりである。

また、環境保全関係協議会等の状況については、表5-1-2のとおりである。

(2) 事業者との連携

事業者に対しては、大規模な事業所が集中して立地している地域において、公害関係法令を補完するものとして、大気汚染防止、水質汚濁防止、騒音防止等を内容とした環境保全（公害防止）協定を主要事業所と締結し、当協定に基づき必要に応じ協力の要請を行うとともに、適切な指導を行うなど、計画の推進を図る。

平成14年3月現在、協定を締結している事業所は表5-1-3のとおりである。

また、地球環境問題や産業廃棄物の増大など新たな環境問題に対応した新協定への見直しを図る。

(3) 住民との連携

地域住民に対しては、県及び市町の広報を通じて計画の趣旨を明らかにするとともに、施策の実施に際し必要に応じて地域住民の意見を聞き、その結果を施策に反映することにより、計画の推進に当たっての理解と協力を求める。

表5 - 1 - 1 関係市町公害担当課

市町名	部(局)名	課室名
神戸市	環境局 保健福祉局健康部	環境政策課、地球環境課、環境保全指導課、 環境審査室 環境保健研究所
姫路市	環境局生活環境部	環境保全課、環境衛生研究所
尼崎市	美化環境局環境対策部 健康福祉局	環境政策課、公害対策課 公害健康補償課、衛生研究所
明石市	環境部	環境政策課
西宮市	環境部 環境緑化部	環境監視センター 環境保全課
芦屋市	生活環境部	環境管理課
伊丹市	みどり環境部	環境保全課 空港室
加古川市	環境部	環境政策課
宝塚市	環境経済部環境政策室	環境管理課
高砂市	生活環境部	環境保全課
川西市	生活人権部市民生活室 都市再生部	環境政策課 空港周辺整備室
播磨町	生活部	産業生活課

(注) 1 平成14年9月1日現在
2 兵庫県県民生活部調べ

表5 - 1 - 2 環境保全協議会等

	組織の名称	組織の主な構成員
県内の組織	兵庫県環境保全管理者協会	公害防止管理者の育成、生活環境の保全に関する事業を行う団体
	(社)兵庫県産業廃棄物協会	生活環境の保全に関する事業を行う産業廃棄物の処理業者の団体
	兵庫県大気環境保全連絡協議会	県、関係市町、事業場、運輸業者、衛生団体等
	兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会	県、瀬戸内海関係市町、事業場、漁業団体、衛生団体、環境調査団体等
	(財)ひょうご環境創造協会	環境適合型社会の形成をめざして、県民事業者の参画のもとに、実践活動を推進している団体
	兵庫県フロン回収・処理推進協議会	県、関係市町、カーエアコン、業務用冷凍空調機器、家電製品等関係事業者及び団体
	自動車公害防止対策連絡会議	国、県、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、大気汚染防止法に基づく政令市
	国道43号・阪神高速神戸線環境対策連絡会議	国、県、関係市、阪神高速道路公団
県域を越える組織	近畿大気汚染常時監視連絡会	近畿各府県、大気汚染防止法の政令市
	瀬戸内海環境保全知事市長会議	瀬戸内海関係13府県の各知事、5政令市、10中核市の市長
	(社)瀬戸内海環境保全協会	瀬戸内海の関係地方団体、瀬戸内海の環境保全を行う団体
	大阪湾環境保全協議会	大阪湾岸の3府県16市6町
	京阪神6府県市低NOx車普及促進協議会	京阪神の6府県市

(注) 1 平成14年3月31日現在
 2 兵庫県県民生活部調べ

表5 - 1 - 3 環境保全（公害防止）協定の締結状況

（平成14年3月31日現在）

協定名	最終改定年月日	事業所数	対象基準	備考
関西電力（株） 姫路第一発電所 姫路第二発電所	平成3年8月20日	2	大規模発生源	環境保全協定
出光興産（株） 兵庫製油所	昭和54年1月10日	1	〃	公害防止協定
新日本製鐵（株） 広畑製鐵所	平成6年4月19日	1	〃	環境保全協定
（株）神戸製鋼所 加古川製鉄所 関西熱化学（株） 加古川工場	昭和51年2月13日	2	〃	公害防止協定
姫路市域	昭和55年3月31日	27	重油使用量 3 KL / 日	公害防止協定
尼崎市域	昭和58年3月23日	39	排出ガス量 10,000 Nm ³ / 時 排水量 1,000 m ³ / 日	公害防止協定
明石市域	昭和53年2月23日	19	重油使用量 2 KL / 日 排水量 500 m ³ / 日	公害防止協定
西宮市域	昭和60年2月25日	8	排出ガス量 10,000 Nm ³ / 時 排水量 1,000 m ³ / 日	環境保全協定
伊丹市域	昭和61年8月6日	14	排出ガス量 10,000 Nm ³ / 時 排水量 1,000 m ³ / 日	環境保全協定
加古川市域	昭和52年2月23日	13	重油使用量 3 KL / 日 排水量 500 m ³ / 日	公害防止協定
高砂市域	昭和52年3月12日	24	重油使用量 3 KL / 日 排水量 500 m ³ / 日	公害防止協定
播磨町域	昭和53年3月31日	5	重油使用量 3 KL / 日 排水量 500 m ³ / 日	公害防止協定
加古川・播磨	昭和53年3月15日	2	重油使用量 3 KL / 日 排水量 500 m ³ / 日	公害防止協定
明石・播磨	平成元年6月27日	2		環境保全協定
合計		159		

（注）兵庫県県民生活部調べ

第2節 経費の概要

本計画に基づく平成14年度から平成18年度までの5年間に要する費用は、概ね次のとおりである。

- 1 事業者が事業活動による公害を防止するために講ずる措置に要する経費は、約192億円と見込まれる。
- 2 地方公共団体等が主体となって講ずる措置に要する経費は、公害対策事業について約4,662億円、公害関連事業について約5,517億円と見込まれる。

なお、本計画の施行に当たっては、経済情勢及び国、地方公共団体の財政事情のすう勢、変動並びに各種長期計画及び事業相互間の整合性等に配慮するものとする。

第3節 各種計画との連携

1 環境保全計画との連携

本計画の運用に当たっては、他の環境保全に関する諸計画との整合が図られるよう配慮する。特に、当地域において策定され、または策定される予定の「化学的酸素要求量、窒素及びりん含有量に係る総量削減計画(第5次水質総量削減計画)」や「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画(自動車NOx・PM総量削減計画)」等については、その的確かつ円滑な実施が図られるよう配慮する。

当該地域において策定されている環境保全に関する諸計画の概要は表5-3-1のとおりである。

表5-3-1 環境保全に関する諸計画の概要

計画名称	目標・事業等	根拠等	目標年度
兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画(自動車NOx・PM総量削減計画) (策定中)	・窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	平成22年度
瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画	・環境基準の達成・維持 ・失われた良好な環境の回復	瀬戸内海環境保全特別措置法	-
化学的酸素要求量、窒素及びりん含有量に係る総量削減計画 (第5次水質総量削減計画)	・汚濁負荷量 COD 65t/日、 窒素 77t/日、 りん 4.6t/日	水質汚濁防止法、 瀬戸内海環境保全特別措置法	平成16年度
大阪湾流域別下水道整備総合計画 播磨灘流域別下水道整備総合計画 (策定中)	・環境基準の達成・維持	下水道法	平成22年度 平成27年度
兵庫県廃棄物処理計画	・最終処分量を平成9年度の概ね半分に削減	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成22年度
兵庫県分別収集促進計画	・市町等による分別収集品目の拡大と分別収集量増加を促進	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	平成19年度
兵庫県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針	・特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進 ・再資源化率 コンクリート塊 99% アスファルト・コンクリート塊99% 建設発生木材 95%	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成22年度

(注) 兵庫県県民生活部調べ

2 諸計画との連携

本計画は、当地域において公害防止施策を総合的計画的に推進していく上での基本となる計画である。

本計画の策定に当たっては、既存の諸計画との整合性に十分配慮したところであるが、今後、当地域の開発に関しては、本計画との調和が図られることが重要である。

また、当地域において策定されている県及び市町の環境基本計画と本計画が、全体として整合し、かつ、円滑に実施されるよう配慮するものとする。

3 防災都市づくりに向けた取組

阪神・淡路大震災は、多くの人命を奪い、まちを破壊するとともに、大量の災害廃棄物の発生等環境へ短期間に多大な負荷を及ぼした。震災直後から、環境への負荷を抑制するため、震災で発生した膨大な廃棄物の処理をはじめ、倒壊した建築物の解体撤去工事に伴うアスベスト・粉塵の飛散防止対策、震災に伴い廃棄される冷蔵庫や空調設備からのフロンの回収、大気質や水質等の調査に取り組んできた。

震災からの本格的復興に当たっては、「阪神・淡路震災復興計画 後期5か年推進プログラム」に基づき、『人と自然、人と人、人と社会が調和する「共生社会」づくり』を基本理念とし、「災害に強く、安心して暮らせる都市づくり」や「多核・ネットワーク型都市圏の形成」等を基本目標に創造的復興を進めることとしている。

災害に強いまちづくりについては、公害防止施策等も密接な関連を有することから、本計画においても、公害防止施策等がこれに寄与するよう必要な配慮を行うものとし、まちづくりや社会資本の整備等に関しては、次のことに配慮し、関係者の協力・連携のもとに推進していく。

- (1) 多核ネットワーク型都市構造の形成により、まちの機能の分散化・多様化を推進し環境への負荷の集中を回避する。
- (2) 交通量の分散やモーダルシフト、道路構造の改良、自動車乗り入れ抑制対策等を推進するとともに、鉄道等の公共交通機関やパーク・アンド・ライド施設を充実する。
- (3) 中水道システムの整備等下水処理水の有効利用や雨水利用施設の整備等により、水の有効利用を進めるとともに、緑地の保全や緑化の推進、雨水浸透施設の整備等により河川流域の保水性を向上し、また、災害時における防火用水等の利用を考慮する。
- (4) リサイクルのための設備やシステム、廃棄物の処理施設を充実するとともに、広域処理体制を強化する。
- (5) 太陽光エネルギー等の自然エネルギー、ごみ焼却廃熱等の未利用エネルギーを利用した施設や、コージェネレーションシステム等の積極的導入の一層の推進を図る。
特に、防災拠点としての役割も期待される公共公益施設には、災害時のエネルギーの代替・自立機能の確保にもなるため先導的な導入を推進する。

第4節 計画の進捗状況の点検

本計画は、平成14年度から平成18年度までの5ヶ年計画であり、第1章に掲げた計画の目標を概ね達成させるため、第2章に掲げた達成目標が計画期間内に達成されるよう努めるものとし、第2章から第5章までに掲げられた施策等を強力に推進する。

そして、施策の進捗状況及び環境の状況等を把握するため、毎年度の状況調査、計画の中間年度の中間点検を実施して問題点・課題を抽出し、住民等の意見を聞くなどの幅広い方法で施策の再点検を行う。また計画終了時において最終報告を行い、適切な進行管理とともに明確な分析評価を実施する。

1 施策の進行管理

(1) 進行管理の流れ

施策の効果的な推進を図るため、毎年度、環境質及び施策の進捗状況の把握を行い、中間年度の平成16年度（3年度目）及び最終年度の翌年の平成19年度（6年度目）においては、目標の達成状況等に係る点検を実施する（図5-4-1）。

(2) 計画の現況調査（毎年度）

各年度において、環境質の状況及び本計画に掲げられた施策の実施状況を把握するとともに、実施が遅れている施策を中心に問題点や課題を抽出し、施策の効果的な実施に向けての改善を図る。

(3) 計画の中間点検（中間年度）

計画の中間年度においては、平成14年度から平成15年度までの施策の実施状況を踏まえて、本計画に掲げられた各種施策の進捗状況や環境質の状況等について中間点検を実施するとともに、それらの結果を踏まえ、施策の実施・運用等に関する再点検を行う。

(4) 計画の最終点検（計画期間終了の翌年）

5年間の計画期間を経て、計画に掲げられた達成目標がどれだけ達成されたか、そして様々な施策がどのような効果をあげ、どういった問題点があったか等、分析評価を行い、今後の公害防止施策の推進に役立てる。

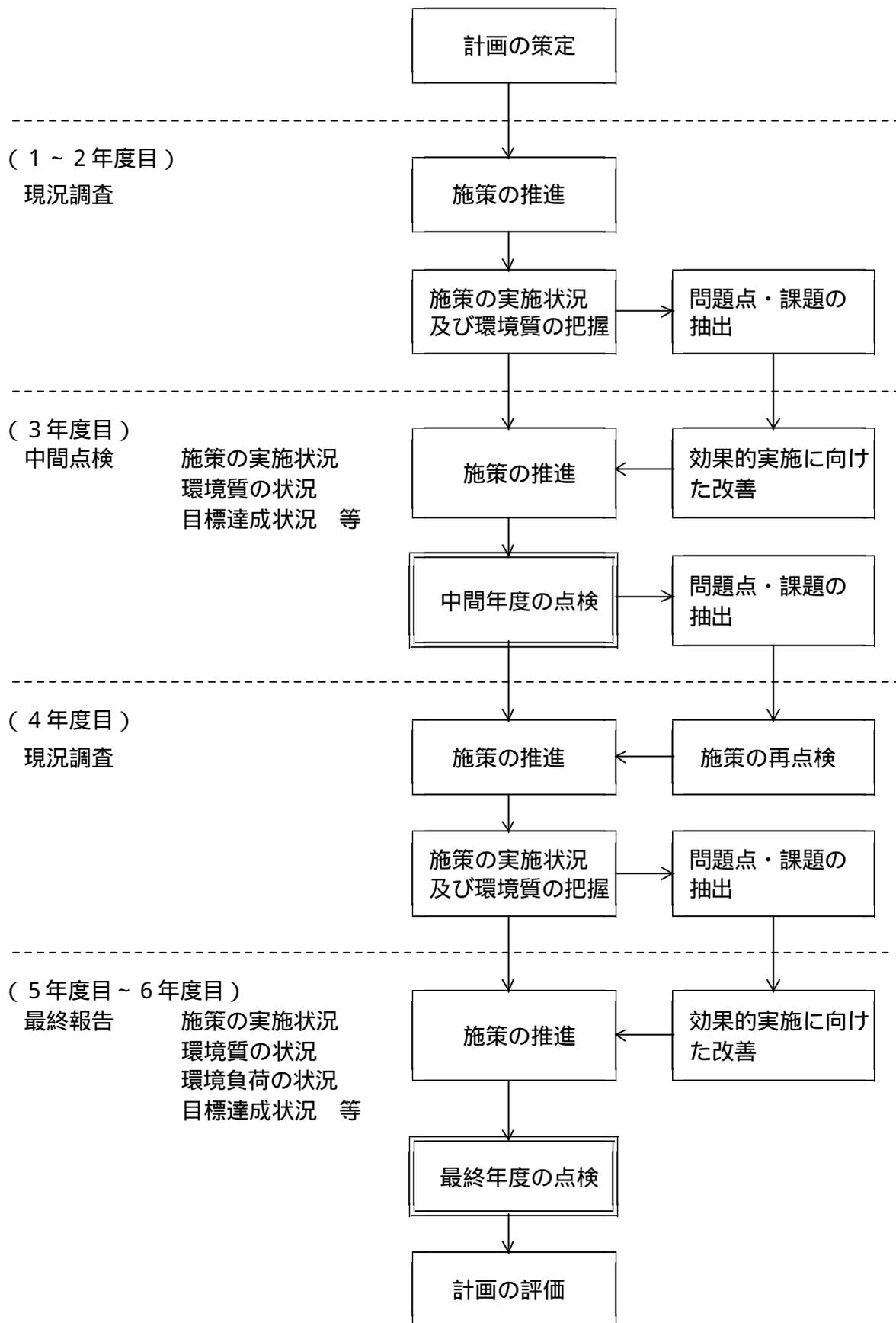


図 5 - 4 - 1 計画の進行管理の流れ

2 進捗状況の評価

計画の進捗状況の評価については、計画目標の達成状況及び計画期間内の達成目標に関する評価を行う。このとき、単に環境基準等の達成状況のみではなく、負荷削減量の推計や施策効果の比較等様々な尺度で評価を行うよう努める。